



# まっかり

# 議会だより

## 第 178 号

令和 3 年 11 月号

発行 / 真狩村議会

編集 / 議会広報編集委員会

### 高校生カフェ「ラ・ミッカ」

### 1年半ぶりにオープン！

～笑顔でおもてなし～



#### <主な内容>

令和 3 年第 3 回定例会	2
・ 行政報告……………	2
・ 一般質問……………	8
・ 審議結果……………	11
総務産業常任委員会 (その 1)	14
議員協議会	18
(真狩フラワーセンターの今後)	
総務産業常任委員会 (その 2)	19
議会メモ＝一般質問＝	21



たくさんのケーキ、あっという間に完売！

# 令和3年第3回定例村議会

## 定例会の概要

令和3年第3回定例村議会は、9月16日に招集され、会期を2日間と決めた後、村長の行政報告、教育長の教育行政報告、2名の議員による2項目の一般質問、報告2件、専決処分の承認1件、人事に係る同意1件、条例の制定・一部改正7件、補正予算4件、工事請負契約の変更1件、過疎計画の策定1件、村道路線の廃止・認定2件、発議3件を審議し、いずれも原案のとおり可決し、1日間で全て終了したため、16日に閉会しました。そして、令和2年度各会計歳入歳出決算の認定6件は、決算特別委員会を設置し、審議を付託しました。

## 行政報告

岩原村長

## 来年4月 御保内へき地保育所は 認定こども園まっかり保育所と統合！

### 農作物の生育状況

4月下旬から始まった今年の植付作業は、平年並みに完了しました。当初は、生育の遅れがありました。6月上旬から平年並みの気候となり生育は回復しました。6月中旬以降は晴天・高温が続き干ばつとなり、7月25日の熱風により、馬鈴しょでは倒伏するほ場が散見されました。8月の降雨で野菜品目の生育は回復したものの、約1か月続いた高温・干ばつの影響は甚大で、大きく減収しています。

作物別では、馬鈴しょの早出しは平年並みの収量でしたが、一般は小玉傾向で減収の見込みとなっています。病虫害等の被害は少なかったものの、そうか病の発生が多く見られました。価格は、全道的に物量が少ない見通しから、現状では10kg 2000円の高値で推移しています。

てん菜は、黄変などが見られましたが、総じて病虫害等の影響も少なく、生育は草丈が小さいものの、根重や糖分は昨年よりも多い状況です。

小豆は、草丈は例年よりも高く、さや数も多い状況で、豊作傾向と予想されますが、昨年同様に和菓子やお土産需要の激減により在庫が増えており、価格は厳しい環境が続いています。

大豆も生育は大生で3粒ざやが多く、収量は多いと予想されます。

小麦は、適期に収穫ができ、全体的に平年並み以上の収量となりました。

大根は、植付後の低温により減収、その後は、干ばつによる影響からくさび症などが多発して製品率も悪く、収穫を断念し、ほ場に廃棄された方もいます。価格は依然として外食需要が激減しており、非常に厳しい価格で推移しています。

人参は、干ばつにより外観が細長くMS規格中心でしたが、8月に入り降雨があったことからLM中心となり、品質ともに良好で推移しています。価格は他の野菜が不作により少ないことから平年並みに推移しています。

ゆり根は、干ばつの影響により品質・数量などが懸念されます。現在の価格はコロナ禍での家庭需要が伸びたこともあり、昨年並みの1kg 1500円で取引されていますが、昨年同様に小玉や加工向け用途がないことから、大変厳しい販売環境です。

スイートコーンは、高温により登熟が急激に早まったことから、一回り小さく、先端不稔が目立つ年となりました。価格は、平年並みに推移しています。

長芋は、変形などが多いことから製品率は下

がっていますが、全道的にも昨年以上に豊作傾向となりました。価格は、出荷開始から安値で推移していましたが、7月に入り上昇しています。

アスパラは5・6月の曇天・低温により、約3割の減収となりました。

ブロッコリーは、干ばつの影響から出荷量が減ったことにより価格は浮上していますが、後半の出荷分は立ち枯れ等により減収が見込まれます。

種芋も、小玉傾向となり全体収量で2割の減収を見込んでいます。

畜産関係では、牧草やデントコーンなどの収量は例年並みを確保できる見通しです。乳牛は、7月の高温の影響から病気になる個体もみられ、乳量は減っており、回復には至っていない状況です。

い状況です。

今後、馬鈴しょなどの収穫も後半を迎えます。農作業事故には十分注意され、豊かな出来秋を期待します。



▲小豆の二オ積み

---

## 公共工事の進捗状況

---

9月3日現在の1件130万円以上の発注件数は15件です。

所管別では建設課で、公営住宅建設工事、配水管布設替工事、浄化センター外水処理設備工事、村道北3線豊川加野線長寿命化修繕工事、公営住宅外構工事、真狩団地屋根改修工事、南部橋長寿命化修繕工事、量水器取替工事など

10件、企画情報課では、交流プラザ改修工事の1件、総務課では、防災用資機材倉庫建設工事の1件、住民課では、認定こども園まっかり保育所改修工事の1件、教育委員会では、教員住宅屋根塗装工事、公民館煙突改修工事の2件です。

請負金額は、4億8045万6千円で、進捗率は100%が6件、10%から90%の工事が9件となっています。

---

## 御保内へき地保育所の統合

---

御保内へき地保育所の統合に向け、御保内4地区への住民説明会並びに、保護者への説明会を開催しました。

住民説明会では4地区合わせて47名、保護者説明会では、全6世帯11名の父母と話し合

を行い、来年4月に「認定こども園まっかり保育所」と統合することを確認しました。

なお、御保内へき地保育所の閉所日である11月30日に、「閉所式典」を挙げる予定です。御保内へき地保育所は、昭和40年に設置され、今年で56年の歴史を持ち、長年にわたり地域の皆様に支えられ、地域とともに歩んできた施設であると認識しています。本来であれば、閉

**議会は公開が原則です！**

公民館図書室に会議録の写しを置いてありますのでご覧下さい。

所式典には、卒園された方々や地域の皆様のご臨席のもと、多くの皆様に保育所の思い出を語り合っていただくところですが、現在のコロナ禍の状況を踏まえ、父母の皆様と協議した結果、児童とその保護者・保育所職員のみでの出席で執り行うこととしました。式典では、まさか保育所児童との交流の場を設けるなど、子どもたちや保護者の思い出となり、統合に向け、期待や希望が持てる内容にしたいと考えます。

閉所事業として、保育所の歩み、在園児の紹介、これまでの「卒園制作」の掲載等、皆様が

保育所を懐かしみ、思い出を振り返ることができる「記念誌」の発行を計画しています。



▲御保内へき地保育所最後の運動会

---

## ほくほく祭りの代替事業

---

新型コロナウイルス感染症は7月以降に感染が再拡大し、北海道でも8月27日から、3度目の緊急事態宣言が発令されています。

このような状況の中、ほくほく祭り実行委員会及びイベント部会で開催に向けて、協議を重ねてきましたが、残念ながら本年度もほくほく祭りを中止することにしました。本村最大の観光イベントが2年連続で中止となり、さらに、

村民お祭り広場など、秋の行事も軒並み中止となる中、村民の皆様も寂しい思いを抱いていることと思います。

コロナ禍で暗い話題が多くなっていますが、村民の皆様にも明るい気持ちを持っていただくため、代替事業として、「ほくほく抽選会」を実施したいと考えています。

実施時期は年内で、全ての世帯に賞品をお届けする予定です。また、賞品はできるだけ地元物を使用し、経済支援にも考慮したいと考えます。

---

## 新型コロナワクチン接種の状況

---

8月27日から、北海道に3度目の緊急事態宣言が発令され、真狩村では、羊蹄山自然公園の休園、公民館、交流プラザ、保健福祉センターの休館、まさか温泉やパークゴルフ場は、土曜日・日曜日を村民限定とするなど感染予防対策を実施してきました。

コロナワクチンの接種状況は、希望されている12歳以上の村民の方々への1回目の接種が、今月までに完了します。また、8月末時点で、2回目の接種をすべて完了した方は、希望者全体の95%、1417名となっています。

ワクチンの有効利用と村内の感染リスクを低減させるため、村外から通勤する教職員や保育士、村内に勤務する方に対してもワクチン接種を行っています。

また、真狩高校の寮生等に対しても接種を行い、先月からは他町村で予約を取ることのできない家族へのワクチンの案内をし、十数名の方が接種することとなりました。

ワクチンの使用期限が11月末となっていることから、多くの方にワクチン接種を行っていただくために、これまで接種を希望しなかった方などへ、真狩村として9月末日をもって1回目のワクチン接種を終了する旨の最終期限をお知らせしています。

さらに、羊蹄山麓町村長会議では、相互にワクチン接種協力体制の協議を行い、蘭越町の昆布温泉病院や蘭越診療所、そして真狩村の野の花診療所等で、羊蹄山麓内の住民等へのワクチン接種を実施することにしました。羊蹄山麓管内でも、コロナ感染者が確認されていますので、ワクチン接種の推進により、安心・安全な地域づくりに貢献するよう努めます。

## 高校生スイーツが熱い！ ハイスクールパティシエロワイヤル2021で最優秀賞！！

### 学校教育

夏休みが終了し、各学校では、子どもたちへの感染防止を徹底し、「学びを止めない」ことを基本とする中、8月16日から村内全ての学校で新たな学校生活がスタートしています。

#### ○小学校

延期していた運動会は、密にならないよう観覧者の制限や種目の縮小、時間の短縮を図るなど感染対策を施しながら、真狩小学校では6月25日、御保内小学校では7月3日に開催されました。

御保内小学校では、延期していた春の遠足を7月20日に実施し、7月27日には恒例行事の「親子海水浴」が行われ、9月7日には、祖父母を対象とした「地域参観日」が行われました。

8月26日から27日、函館方面への真狩・御保内両小学校合同の修学旅行が実施されました。

真狩小学校では、9月16日から17日に5年生を対象とした村内での農業体験、ユリ園コテージでの宿泊学習が予定されていましたが、延期となっています。

#### ○中学校

延期していた体育祭が7月16日に開催されました。当日は猛暑の中、コロナ対策に併せ、熱中症対策として水分の補給、競技者以外の生徒は日射を避けるためにテントでの待機、表彰式、閉会式は体育館で行うなど、対応を図りました。

部活動では、6月23日から28日に中体連後志大会が開催され、野球、バドミントン、バレーボールの大会に出場しました。その結果、バレーボールは3位、バドミントン個人ではベスト8まで勝ち進みましたが、残念ながら全道大会出場を果たすことができませんでした。

GIGAスクール構想で一人1台の端末機が配備されたことにより、夏休み中にタブレットを貸し出し、ICTを活用した宿題・レポート作成・

自由課題などに取り組み、多様化する教育ニーズへの対応を図るとともに、7月28日と8月4日には、夏季学習会を開催しました。

9月に予定していた2年生の函館方面への宿泊研修、1年生のウポポイでの見学旅行、10月に予定していた岩手県への修学旅行は、北海道の緊急事態宣言や全国的に感染力が強い新型コロナウイルスの蔓延などにより延期しています。

#### ○高校

6月30日、昨年度配備されたロボットトラクターの講習が行われ、生徒たちは自動操縦による作業を体験しました。

7月9日と8月20日には、約1年半ぶりに高校生カフェ「ラ・ミッカ」を開店し、販売会が実施されました。生徒たちにとっては、久しぶりの販売会となり、2日とも準備したスイーツが短時間で完売するなど、さらなる意欲と自信につながる実習になったと思われます。なお、9月3日に予定していた販売会は、中止しました。

6月19日から20日に行われた定時制通信制体育連盟全道大会で優勝したバドミントン女子団体と男子バレーボール部、準優勝した女子バレーボール部が、神奈川県で開催された全国大会に出場しました。バレーボールは8月11日から開催され、男子は1回戦、女子は2回戦で敗退し、8月15日から開催されたバドミントン女子団体は、3回戦で敗退となりました。

昨年中止となった「学校祭」は7月16日に開催され、3年生と舞台発表を行う1・2年生のみが公民館ホールで、その他の生徒は教室でリモートによる参加となりました。

7月31日にはハイスクールパティシエロワイヤル2021がリモートにより開催され、3年生チームが最優秀賞に選ばれ、9月下旬に大手コンビニで販売されることとなっています。

南北海道学校農業クラブ連盟意見発表大会で優秀賞を受賞した本校女子生徒2名が、8月

に更別村で開催されたオンラインによる全道意見発表大会に出場し、3年生女子生徒が最優秀賞を受賞し、先に行われた農業鑑定競技会で代表となった3年生男子生徒とともに、兵庫県で開催される全国大会へ出場することが決定しました。



▲真狩高校生の最優秀賞スイーツ  
セイコーマートで販売（9/27～10/10）

### ○新型コロナワクチン接種

村や学校医の配慮により、新型コロナワクチン接種を希望する村外に住民票のある教職員及び高校生にも実施していただけることになりました。教職員は、8月に2回目の接種が終了し、高校生は、9月に2回目の接種を終了する予定です。

### ○いじめ、不登校対策

いじめについては、日頃からの目配りや見守り、アンケートなどを通し、その発見に努め、面談による事実確認、必要に応じた個別指導に併せ、困り感や登校しぶり、遅刻・早退・欠席など学校生活での変化を見逃さず、本人はもと

より、保護者との面談、スクールカウンセラーやときにはソーシャルワーカーを導入し、専門家の指導を受け、対応を図っています。また、不登校の生徒への対応とともに、多感な時期を過ごす児童・生徒に対しては、心身のバランスの不安定からくる体調不良等への訴えに対し、無理なく登校できる時差及び別室登校、保健室の利用、放課後学習、オンライン学習など環境づくりを進め、さらには公民館への移動教室も検討しています。

公民館に設けている「まっかりクラブ」は、子どもたちの学習の場として、国語・数学など主要な教科とともに体力づくりを中心に活動を展開しており、ときにはタブレットを活用した学習や時間を延長したり、夏休みには「夏季講習」を設けるなど、利用者の学習意欲の向上を図り、1日でも多く活用できるよう開館日を変更するなど利用促進を図っています。その中で、ほぼ毎回利用される生徒もおりますが、残念ながら、開館当初は他の登録されている子どもたちの利用があったものの、現在は活用されていない状況にあります。強制はできませんが、活動内容等の周知を図り、学びの選択肢の一つとなるよう取り組みます。

カウンセリングルーム「談」は、保護者の利用が大半を占め、児童生徒の利用は少ないものの、不登校の悩みを持つ保護者だけではなく、子どもの行動が気になる保護者にもご利用いただいています。今後とも児童生徒及び保護者の皆様の悩みや不安を少しでも解消できる場として提供したいと考えています。

---

## 社会教育

---

6月22日に2回目の緊急事態宣言が解除となり、消毒を備えた非接触型検温機や本を消毒する除菌ボックスなどを設置し、感染防止に努め、公民館をはじめ、学校施設などをご利用いただいていた矢先、8月27日から3回目の緊急事態宣言が発令されました。

期間中、公民館の閉館、学校施設の利用に制限を設けましたが、図書室は、村内者に限定し、時間を制限する中で開館しています。度重なる感染対策に対し、村民の皆様には、ご理解・

ご協力をいただいていますことに深く感謝を申し上げます。

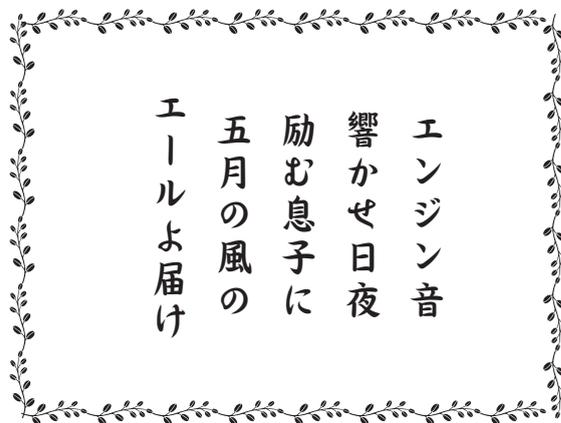
8月8日に延期していた成人式は、対象となる19名に出席を募ったところ3名の希望がありました。札幌市のまん延防止区域の指定、全道的な感染者の増加に加え、さらなる延期に対する出席者への意向、現況における開催に対する有無を再確認する中で、中止とし、お祝いの言葉とともに、記念品を1月に出席の返事をいただいた13名に送付しました。

羊蹄ふるさと館は、8月5日から11日までの間、運営協議会委員の皆様のご協力を得る中で、季節限定で開館しました。コロナ禍の中、

入館の人数制限、検温、消毒など感染防止に努め、延べ184名の入館者がありました。2年ぶりの開館でもあり、前回の開館と比較して、村内の方の入館が増加しています。

8月19日には、子どもたちの読書活動推進委員会によるミニイベントが開催され、駄菓子のみも引き、竹とんぼづくりや読み聞かせ、好きな本をその場で読んだり、借りたりすることができる「絵本の森」を設置するなど、多くの児童たちの参加がありました。

また、真狩村を会場に第58回後志短歌大会が開催されましたが、コロナ禍の中では従来どおりの開催はできず、誌上による大会とし、投稿された55首の中で、審査の結果、真狩村短歌会員の作品が最優秀賞に選ばれました。



▲最優秀賞に輝いた筒井淑子さんの作品

## 今後の教育へ向けて

今、教育をめぐる環境は大きく変化していません。

急激に変化する時代の中で、一人一人の児童生徒が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となるよう、その資質・能力の育成が求められており、従来の履修型教育に加え、修得型教育への方向性が示されました。

その上で、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現を目指す「令和の日本型学校教育」の推進が国から示されています。

その実現に向けては、地域、保護者、学校が一体となって連携し、それぞれの役割を果たすことが重要なこととして挙げられます。

また、子どもたちが成長する課程で基礎となる義務教育の充実が必要であり、これまで以上に小学校と中学校の連携拡充、継続した教育を進めることが重要とされており、今後は、小中一貫教育を視野に入れ、学校経営に努めたいと考えています。

## 村政はあなたのために… 議会を傍聴しましょう!!



- 村議会定例会は、年4回(3・6・9・12月)開きます。
- 村議会の臨時会は、必要に応じて随時開きます。

お気軽においでください!!

※真狩村議会は、「飲酒運転根絶宣言」を決議しています!

# 一般質問

2名の議員から2項目の質問がありました。  
その内容を要約して紹介します。

## 真狩村羊蹄ふるさと館について

**Q** 羊蹄ふるさと館の今後の運営をどのように考えるか？

**A** 当面、現状の夏季開館を維持しながら、村民の貴重な財産である文化財を適正に保管し、将来に引き継いでいきたい。

**質問** 陰能議員



真狩村羊蹄ふるさと館は、平成元年に設置したが、諸般の事情により、現在の「夏季限定開館」になっていると理解している。

先般、この夏の開館期間中に見学した

が、村民にとっては大変興味深い内容になっていると感じた。一方、展示物は開館時に整備されたままといっても過言ではなく、令和の現在にあっては違和感がある。

羊蹄ふるさと館のこれまでの経緯と現状、これからの課題について、教育長の考えを伺う。

**答弁** 藤澤教育長



当時、本村の文化財である明治中後期からの開拓の歴史をうかがえる生活用品や農機具、郷土資料等は真狩高校旧校舎に保管されていたが、文化財保護審議会から、その展示・陳列に

困難があることや資料提供者の意思にそぐわないこと、さらには資料の保全も憂慮されることなどが指摘され、郷土資料館の新設、郷土資料の収集、保有する文化財の内容調査及び文化財

台帳の整備を進めることとなった。

そして、昭和60年に「真狩村郷土資料館基本構想」を作成し、昭和63年7月に真狩村羊蹄ふるさと館の建設に着工、平成元年5月1日の開館となった。

オープン当初は、5月から11月の午前9時30分から午後4時30分まで開館し、有料で運営を行っていた。休館となる前年の平成17年度の入館者数は、1221人（月平均174人）で、147万円ほどの運営経費となっている。

しかし、オープン当初と比べ入館者数も減少する中、真狩村では、景気の長期低迷や収入の落ち込みに伴い、組織のスリム化と効率的かつ合理的な公共サービスを目指した行政改革を行い、羊蹄ふるさと館も平成18年度から当面の間、休館することとなった。

そして、平成18年度の閉館時から、施設の維持管理、資料の保全管理・展示を基本としながら、1週間程度の夏季開館及び視察・学習等への対応として必要に応じ臨時的開館を実施してきた。

本年度は、コロナ禍の中、感染対策を万全に、8月5日から11日までの1週間、夏季開館を実施し、総勢184名（村内者35名）の来館があった。また、その中の日曜日には、八洲秀章先生の歌曲を中心とした演奏会を開催し20名ほどの参加者があった。

また、本年度は、これらの業務に加え、昨年作成した「羊蹄ふるさと館の運営改善に向けた検討」の内容に基づき、資料の整理・突合、台帳の整理・作成を行っている。

今後の方向性としては、真狩村の財政状況も厳しい中、当面、ふるさと館を現状の形で運営する一方、村民の貴重な財産である文化財を適正に保管し、将来に引き継ぐためにも、文化財等の番号付与と写真を添付した台帳の電子化を含めた再整備を行っていく。また、文化財に対する専門的な知識、スキルを持った人材育成も重要であると考えており、文化財保護審議委員の意見を伺いながら取り組みを進める。

**質問** 陰能議員

村は確かに財政難ということで、全体を見るとふるさと館の優先順位はかなり低いと思うが、ふるさと納税での項目があったと思う。あるいは、クラウドファンディングで募集するという方法もあると思うが、それらについての考えを伺う。

現在、専従職員が配置されて、平成の時代30年間、まるきり手つかずの状態から地道に整理していただいております。将来のためには非常に重要である。専門知識のある学芸員を配置すると、相当な経費も掛かると思うが、例えば再任用の職員の活用を図る考えはないか。

ただいま、ふるさと館の廃止はしないという答弁をいただいた。文化財の保護は、将来にわたって長く続けていくことが大事だと思うが、このことについて、改めて考えを伺う。

**答弁** 藤澤教育長

羊蹄ふるさと館維持の財源として、ふるさと納税を活用することについては、場合によっては村と協議させていただき、検討していきたい。

将来的に文化財を保管することは自治体の責務としてあるが、その保管の仕方はいろいろな形があると思う。当面現状のままの運営で、現在の体制、予算額を維持して、施設の運営、文化財の保護に、お金を掛けずに保全等を行っていききたい。現に、開館時の展示や陳列なども、以前より効果的な形となっている。人の配置については、今後村と協議しながら検討していきたい。

いずれにしても、村の貴重な財産なので、保全に向けては、今後も永久に継続できるような方法を考えながら進めたい。

**質問** 陰能議員

ふるさと館は、30年の間放置されているものを、やっと人員を配置して精力的に整えていただいているという現状の中で、それに報いるような、未来につなげるような施策を続けていただきたい。

**答弁** 藤澤教育長

長い間館内の展示には手を付けていなかったが、昨年度から館長を配置したこともあり、現在数千点ある文化財は、清掃を含めて整理を進めている。それらは膨大な量であり、すぐに完了には至らないが、このような保管をする中で財産を永久に継続していきたいと思っている。

ほかに英語・日本語のパンフレットの作成や、郷土資料館としての効果的な館内の陳列など、展示コーナーの配列なども見直しを行っている。そして今、まだまだ不足している解説書、説明書などの整理にも手をかけており、現在のふるさと館をなんとか維持をしていこうという方向で事業を進めている。



▲羊蹄ふるさと館夏季開館の展示

**税金や公共料金の支払方法について**

**Q** 公共料金の支払いにキャッシュレス決済を導入する考えはないか。

**A** 令和5年度から、税金並びに一部の公共料金で導入する方向で検討している。

**質問** 大町議員



令和元年5月に情報通信技術の活用による行政手続等の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための「デジタル手続法」が公布された。

同年、総務省から

「電子マネーを利用した公金の収納について」各地方公共団体へ通知されたことにより、近隣の町村では倶知安町、ニセコ町をはじめ、留寿都村、喜茂別町、京極町でキャッシュレス決済が導入されている。町村によっては支払えない項目もあるが、「村・道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、上水道使用料、下水道使用料、村営住宅使用料、保育料、学校給食費」などがキャッシュレス決済可能となっている。

キャッシュレス化への積極的な取り組みが望まれる現在、真狩村でもキャッシュレス決済を導入する考えはないか。

### 答 弁 岩原村長



る。

また、税金は、インターネットを通じて全ての都道府県、市町村へ一括して電子納付することのできる、地方税共通納税システム（eLTAX(エルタックス)）を利用して、主に法人から給与に係る住民税、法人村民税の納付もされている。

国の税制改正により、地方税共通納税システムに固定資産税と軽自動車税が追加され、令和5年度からこれらの納税について、①eLTAX操作による納税、②金融機関窓口での納税、③スマホ操作等による納税を活用するとされ、全ての金融機関、パソコンやスマホを利用したインターネットバンキング、クレジット納付及びペイアプリ等による納付が可能となる。

本村では、令和5年度から4税（住民税・国民健康保険税・固定資産税・軽自動車税）全てで利用できるようにし、納税者の利便性の向上を図り、併せて収納率の向上にも結び付けていきたいと考えている。

行政サービスのデジタル化を進めるデジタル庁が本年9月1日に発足し、行政のデジタル化

が進められ、役所に行かずとも、スマホ一つであらゆる手続きがオンラインでできる社会の構築を推進している。

このような時代の流れの中で、令和5年度の税金の利用拡大に併せて、公営住宅使用料や上下水道料などの各種公共料金も、パソコンやスマホを利用したクレジット納付やペイアプリの利用、24時間利用できるコンビニ納付など、費用対効果も含めて、本村に適した様々な納付方法の検討を行いたい。

### 質 問 大町議員

令和5年度から真狩村でもキャッシュレス決済が進められるということで、多くの住民の皆さんも支払方法の選択肢が増え、より住みやすい村になると考えられる。

それに加えて、コロナ禍の中で、現金を触ることによる衛生面のリスク軽減の対策を考える必要があるのではないか。今ではコンビニやスーパーでも当たり前となったセルフレジ等の導入を、オンライン決済等のシステムを作ると同時に役場等に設置することは考えられないか。入口で手続や手数料納付を済ませ、番号札を持って窓口へ行くだけで住民票や印鑑証明を出せる仕組み、インターネットからも手続ができ、自宅へ郵送できるような仕組みができれば、今後マイナンバーカード等の普及にもつながると考えられる。

### 答 弁 岩原村長

役場でのセルフレジの導入は、確かにコロナ対策になると思うが、住民全てがそのシステムに慣れているわけではないので、現状では画一的に行うことは難しいと考える。

国では、マイナンバーカードを利用して、インターネットでの住民票等の請求なども今後進められると思われるが、本村では、まだ取り入れる状況ではない。また、コンビニでの取扱いは、相当な経費が掛かり、費用対効果の面から導入は難しいと考える。

ただ、先ほど申し上げた4税は、国で令和5年度から納付方法の拡大を法制化しているの、本村でも、併せて上下水道、公営住宅料を含めて納付方法の選択肢を広げて、納付される皆さんの利便性を図るよう検討したい。

# 審 議 結 果

9月16日

■認定第1号

令和2年度 真狩村一般会計歳入歳出決算の認定について

■認定第2号

令和2年度 真狩村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

■認定第3号

令和2年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

■認定第4号

令和2年度 真狩村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

■認定第5号

令和2年度 真狩村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

■認定第6号

令和2年度 真狩村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第1号から認定第6号までについては、決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

■報告第1号

令和2年度 健全化判断比率及び資金不足比率について

..... 報告済み  
地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき議会に報告するもので、各比率について基準以下及び資金不足が生じない旨の報告がありました。

○令和2年度健全化判断比率

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.0%)	— (20.0%)	11.4% (25.0%)	94.8% (350.0%)

( ) は早期健全化基準

○令和2年度資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	参 考
真狩村簡易水道事業特別会計	—	経営健全化基準 20.0%
真狩村公共下水道事業特別会計	—	

■報告第2号

専決処分の報告について

..... 報告済み  
損害賠償の額を定めることについて、地方自治法の規定により議会に報告するものです。

◎事故の概要

森林学習展示館駐車場に止めていた作業用車両をバックさせて方向転換した際に、後方に駐車していた相手車両に接触し、相手車両前方ボンネット部分を破損させた。

◎損害賠償額 車両の修理費 100,368円

■承認第1号

専決処分の承認を求めることについて（令和3年度 真狩村一般会計補正予算「第4号」）  
..... 報告承認  
高校定通体連全国大会出場補助金184万1千円を専決で追加し、予算の総額を27億8379万9千円としたものです。

■同意第1号

真狩村教育委員会委員の任命について

..... 任命同意

住所 真狩村字桜川45番地8

氏名 神 幸紀 氏

（再任，任期 令和3年10月1日～4年間）

■議案第1号

真狩村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

..... 原案可決

過疎地域の持続的発展に資する産業振興をより効果的に促進するため、新たに情報サービス業等の立地を促進するとともに、地域企業の持続性を高める観点から、引き続き真狩村への企業の新規参入や産業振興を図る施設を整備する場合の固定資産税の優遇措置を規定する

ために、本条例を制定するものです。

#### ■議案第2号

真狩村個人情報保護条例の一部改正について …… 原案可決  
国の法律改正に伴い、関連条文の改正をするものです。

#### ■議案第3号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について …… 原案可決  
国の法律改正に伴い、関連条文の改正をするものです。

#### ■議案第4号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について …… 原案可決  
国家公務員のサービスの宣誓に関する政令の改正に伴い、本村職員のサービスの宣誓書の押印を不要とすることなどの改正です。

#### ■議案第5号

真狩村手数料徴収条例の一部改正について …… 原案可決  
関係法令の改正に伴い、住民票除票が法定化されたことから、発行に係る手数料を定めるもの及び、個人番号カードの事務は地方公共団体情報システム機構が行うこととなったために、村の発行手数料を削除するものです。なお、従前どおり個人番号カードの発行は、委託を受けた村が行います。

#### ■議案第6号

真狩村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について …… 原案可決  
国の基準の改正に伴い、関連条文の改正をするものです。

#### ■議案第7号

真狩村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について …… 原案可決  
国の基準の改正に伴い、関連条文の改正をするものです。

#### ■議案第8号

令和3年度 真狩村一般会計補正予算(第5号) …… 原案可決  
高性能収穫機械導入事業補助金(小麦コンバイン)1470万円追加、保健福祉センター整備工事(トイレ改修・エアコン設置)785万6千円追加、道営水利施設等保全高度化事業負担金380万円追加、生活支援ハウス感染症対策備品347万8千円追加、農業次世代人材投資事業(経営開始型)補助金150万円追加、産業祭り運営事業補助金200万円減額など、合計5480万7千円を追加し、予算の総額を28億3860万6千円とするものです。  
これらの追加補正財源は、そのほとんどが国・道からの補助金となっています。

#### ■議案第9号

令和3年度 真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) …… 原案可決  
北海道後期高齢者医療広域連合事務費負担金23万8千円を減額し、予算の総額を3638万5千円とするものです。

#### ■議案第10号

令和3年度 真狩村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) …… 原案可決  
職員手当等68万3千円を追加し、予算の総額を2億784万2千円とするものです。

#### ■議案第11号

令和3年度 真狩村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) …… 原案可決  
職員給与費、職員手当等、合計40万9千円を追加し、予算の総額を1億6060万円とするものです。

#### ■議案第12号

工事請負契約の変更について …… 原案可決  
令和3年5月11日に議決した「配水管布設替工事」について、設計変更により、契約金額を5480万2千円(変更前5500万円)に変更するものです。

#### ■議案第13号

真狩村過疎地域持続的発展市町村計画の策

定について …………… 原案可決

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、村が持続的発展のための事業の実施財源として求める過疎債の借入れをするために、令和3年度から令和7年度の計画を策定するものです。

■議案第14号

村道路線の廃止について

…………… 原案可決

■議案第15号

村道路線の認定について

…………… 原案可決

\* 議案第14号及び15号は、北海道が管理する道道豊浦京極線の一部区間の改修工事によるルート変更に伴い、接続する既存村道を一度廃止し、譲渡を受ける旧道道の一部を含めて、再度認定するものです。また、残りの旧道道を新たに認定するものです。

廃止・認定路線は、次のとおり

整理番号	廃止認定	路線名	起点	終点	延長
88	廃止	南部神里線	字南部328番地	字神里26番地 1	4,553.2m
	認定	南部神里線	字南部328番地	字加野 3 番地	4,885.0m
201	認定	南部神里線第 1 支線	字神里26番地 1	字神里21番地	235.2m

## 意見書

次の意見書を可決し、関係機関に提出しました。なお、要旨は要約してあります。

### ○意見書の件名

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

### ○提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣

### ○要旨

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異種の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額な財政不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現、そして社会保障等への対応に迫られている。このため、国においては、令和4年度地方税財源の充実に向け、対策を講ずるよう求める。

### ○意見書の件名

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

### ○提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣

### ○要旨

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けている。また、近年道内においても台風や豪雨、地震など自然災害が激甚化・頻発化する傾向にある。

今後は、ポストコロナを見据えた新たな未来に向けた取り組みを加速することが必要であり、そのためには、道民の安全で安心な暮らしを守ることはもとより、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要である。

よって、国においては、これらに必要な予算の安定的・継続的確保が図られる措置を講ずることを要望する。

### ○意見書の件名

コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書

### ○提出先

内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣

### ○要旨

長引く新型コロナウイルスの影響により、観光・インバウンド需要などの落ち込みや、人流の抑制によって中食・外食産業の低迷が依然として続いており、農業においても米や牛肉・乳製品、小麦、小豆、砂糖などの農畜産物価格の低下と需要の減少を招いており、価格回復と需要喚起対策が不可欠となっている。

こうしたもと、本道では7月から8月上旬にかけて記録的な高温・少雨の天候が続き、全道的に農作物全般に被害が及び、特

に、馬鈴しょは小玉傾向、てん菜は根部が肥大せず、玉ねぎは変形などによる大幅な収量の減少が見込まれている。また、野菜は、収穫期を迎え高温障害等で廃耕するほか、定植直後の苗は灌水作業が追い付かず枯れてしまうなど、大きな影響が出ている。さらに酪農・畜産でも、高温・干ばつにより飼料作物が生育停滞から枯れ始め、地域によっては収量が半分以下に落ち込むことも予測され、今後の生乳生産への影響が危惧されている。

一方、水稲は豊作基調にあるが、高温による乳白粒の発生など品質低下に加えて、2020年産米の過剰在庫で米価下落が懸念されている。

よって、国においては、次年度に向けた営農継続のための対策を講ずるよう要望する。

## 総務産業常任委員会（その1）

### 所管事務調査

9月9日に委員会を開催し、最初に8月に完成した防災資機材倉庫を視察した後、次の事項について担当課より説明を受け、調査を行いました。



▲防災資機材倉庫を視察

### （1）地方創生について

### 「真狩村ゼロカーボン宣言」に向け、脱炭素の取り組みを検討！

#### 【調査の概要】

次の3点について、説明された。

#### 1) 脱炭素の地域づくりについて

気候変動をもたらす地球温暖化対策は全世界共通の喫緊の課題であり、気温上昇を抑えるために、各国では脱炭素化の動きが加速化している。

昨年、国は「2050年に温室効果ガス排

出ゼロ」宣言を行い、それを受け、各自自治体に「地球温暖化対策実行計画」の作成を求められ、本村でも現在作成中である。また、今後、「真狩村ゼロカーボン宣言」を行い、各公共施設で再生エネルギー利用の取り組みを検討していく。

#### 2) 令和3年度地方創生関連事業の状況について

4月～8月の研修センター（シェアハウス）の利用稼働率は84.4%で、10名（43.9%）がマッチングプランで入居している。

民間賃貸共同住宅等建設事業、ご当地特産品開発支援事業は、それぞれ1件の申請がある。

創業支援事業の申請はないが、1件の相談がある。

結婚新生活支援事業は、今のところ申請はない。

ひかり団地分譲事業は、8区画が契約済みで、残区画は1区画となっている。

（※ひかり団地分譲地は、常任委員会後、9月16日に完売となりました。）

### 3) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について

本村への国の第3次補正交付上限額は、約5200万円に令和3年度追加交付（事業所支援分）約240万円を合わせて約5440万円となり、既申請額は約3300万円、今回9月定例議会で約1200万円を追加補正し、これまで取り残していた公共施設トイレの洋式化、福祉避難所である保健福祉センターへの換気機能付エアコンの設置等を行う。交付金残額は約1000万円となるが、今後の感染症拡大状況を勘案し、使途の検討を行う。

#### 【主な意見・質疑等】

##### 1) 脱炭素の地域づくりについて

###### Q 陰能委員

本村にも民間による太陽光発電が設置されているが、今後の再生エネルギーについて、村としてどのように考えているか。

###### A 西田企画情報課長

今後の新たな発電事業の際には、民間と自治体が一体となって協議会を設置し、村に還元されるような仕組みも見込まれるので、本村での再生エネルギーの可能性について広く調査しながら、早い段階で検討したい。

##### 2) 令和3年度地方創生関連事業の状況について

###### Q 佐伯委員

本村は今年4月に人口2千人を切る中でも、ニセコや留寿都の周辺地域として注目されており、今後の移住・定住を促すためにも、住宅や土地の確保は必要と考える。ひかり分譲地がほぼ完売している中で、個人住宅等に対する土地の提供等について、どのように考えるか。

###### A 岩原村長

なんとか人口2千人に戻したいという思いは持っており、住宅については道営住宅の払い下げを現在検討しており、次の宅地造成についても検討しているが、財源の問題もあり、民間活力の導入も模索しながら進めていきたい。

###### Q 佐伯委員

人口2千人維持は、村にとって大きな目標であり、村民だれしも願っているのではないかと思うので、そこに向けてしっかり進めていただきたい。

###### A 西田企画情報課長

役場では現在、村長を先頭に若手職員を中心とした2千人プロジェクトというのを立ち上げたばかりだが、今後も様々な施策を検討しながら人口2千人を目指したい。

###### Q 大町委員

研修センターの利用状況について、夏場はほぼ満室だが、冬期間には農家の仕事がなく空室が出るので、ここに住んでいる方に村で除雪等の仕事をあっせんすることにより、年間を通して働く場ができ、今後の定住につながるのではないか。

###### A 西田企画情報課長

マッチングプランでの入居の方は、冬場にスキー場で仕事することから空室があるが、現状として村での仕事のあっせんは難しいと考える。ただ、除雪等の労働力も必要なことから、その可能性も今後検討したい。

## (2) 除雪事業について

### 【調査の概要】

令和2年度執行状況及び令和3年度除雪路線について説明がされた。

令和2年度の降雪累計は1239cmで、前年度より443cmの大幅な増加となり、降雪日数は102日で、19日の増となった。

委託について、契約金額は前年度を下回ったが、降雪日数の増加により、稼働時間が2086時間の増加、実績額で約4750万

円の増加、支払額で約2460万円の増加となった。

直営については、前年度と比較して除雪回数は27回の増、超過時間で486時間の増となり、約190万円の増となった。

令和3年度の除雪路線については、前年度から変更はない。

### 【委員会意見】

今年度の事業実施に向け、継続して調査することとした。

## (3) 学校教育について

### 小中一貫教育に向け、小学校の統合に理解を求める！

#### 【調査の概要】

次の4点について、説明された。

#### 1) 令和3年度の児童・生徒数について

6月以降の児童・生徒の異動は、真狩小学校1名が他校へ転校し、現在、小・中・高校合わせて222名となっている。

#### 2) 緊急事態宣言発令に対する学校の対応について

5月と8月に緊急事態宣言が発令され、各学校では各種行事の中止や延期、見学旅行の行き先の変更などの対応を行っている。

#### 3) いじめ・不登校等への対応について

学校生活に変化の兆しが見え始めた児童・生徒に対し、いち早く察知し、必要に応じてスクールカウンセラーやソーシャルワーカーを導入し、専門家の意見を聴きながら対応している。

また、児童・生徒の新たな居場所づくりのための真狩村教育支援センター(まっかりクラブ)や、不登校に悩む保護者だけでなく、その他の教育相談など、保護者・児童生徒に幅広く活用されている教育相談(カウンセリングルーム「談」)を継続して実施している。

#### 4) 小中一貫教育の推進について

小中一貫教育の前段として、小学校の

統合が喫緊の課題であり、7月16日に御保内小学校PTAを対象に4回目の説明会を実施し、令和5年度の統合を目指すこと、地域の理解を得て進めること、その後の地域コミュニティや施設利用などについて地域と話し合いながら進めることなどを説明した。

その後、8月9日～24日の間に御保内4地区で説明会を実施した中では、おおむね賛同は得られたが、一部、御保内小学校の長い歴史や長所もあることから、統合によるデメリットなどを心配される意見も寄せられた。

小中一貫教育の推進に向けては、各小中高校の校長、教育委員会による「小中一貫教育検討委員会」を設置し、「目指す子ども像」や「共通指導項目」などの協議・検討を行っており、令和4年2月頃までに「真狩村小中一貫推進協議会」を設置する予定となっている。

#### 【主な意見・質疑等】

#### 4) 小中一貫教育の推進について

##### Q 佐伯委員

統合後の小学校の姿や真狩村の目指す小中一貫教育の形が見えてこない。早急に将来の学校の在り方を示し、一つの道筋を作っていく中で、保護者や地域と協議を進

め、目標の令和5年度にこの事業が始められることを期待したい。

**A** 釜野教育次長

小学校の統合を含めて小中一貫教育の推進に向け、現在検討会を立ち上げ、最終的には推進協議会を設置し、その中で真狩村らしい小中一貫教育の基本計画を決定していく。ご指摘のとおり、現状では準備段階で明確に示すことはできないが、できるだけ早く、地域一体となった子どもたちの教育育成・推進が図られるように、ご意見をいただきながら、真狩版小中一貫教育に向けて取り組んでいきたい。

**Q** 佐伯委員

小学校1年生に上がった際に、45分の授業に耐えられなくて、ずっと席に座ってられない子供がいると聞いたが、その下の保育所・幼稚園の時から教育・指導が重要であり、小中一貫に併せて、子どもたち全体を取り込むような仕組みづくりを行い、幼少期に決まりを守ることを子どもたちに教えていただきたい。

**A** 藤澤教育長

幼保・小・中・高が一体となった教育を進めることが理想だが、いろいろな支障があるので、まずは小中一貫の教育を進めながら、幼保・小中・高の連携事業を強めた

中で、そのようなシステムづくりをしていければと考える。実際に、保育所と高校生、高校生と小学生の連携事業などを現在行っており、今後もさらに進めていただきたいと校長にもお願いしており、そういう村の教育が、子どもから大人になるまで継続してできればよいと考える。

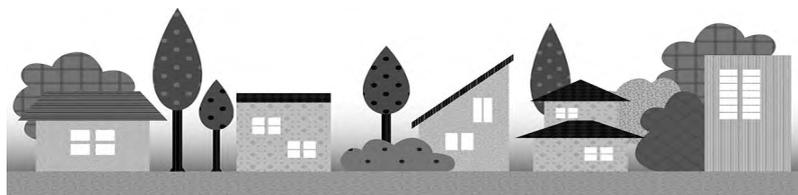


▲小・高連携 大豆学習

◎ 閉会中の所管事務調査申出事項

令和3年第3回真狩村議会定例会において、総務産業常任委員会は、閉会中の所管事務調査事項について次のとおり申出することに決定した。

- (1) 地方創生について（企画情報課）
- (2) 真狩フラワーセンターについて（企画情報課）
- (3) 除雪事業について（建設課）
- (4) 学校教育について（教育委員会）



**振り込め詐欺に注意しましょう！！**

振り込め詐欺の被害が依然として後を絶ちません。怪しい電話などをすぐ信用せず、まずは確認を心がけましょう。



# 議員協議会

## 真狩フラワーセンターの今後の運営について 村長から説明を受ける。 次年度から新たな指定管理事業者による運営を検討！

### ○経過

真狩フラワーセンターは、現在、第三セクター「株式会社 真狩フラワー振興公社」に指定管理業務を委託し、運営を行っています。

今年に入り、村長から「近い将来、株式会社 真狩フラワー振興公社を解散し、フラワーセンターを運営する新たな指定管理先を公募して選定したい」との提案がなされ、これまで4度にわたり議員協議会で議論してきました。

#### 【1月28日】

##### ○村長

「真狩フラワー振興公社の解散及び指定管理者の公募について」説明

第三セクター「株式会社 真狩フラワー振興公社」は、村が95.2%、JAが4.8%の株主となり運営。代表取締役以下三役には村長・副村長・総務企画課参事（現在は企画情報課長）が就任し、指定管理を委託している形ではあるが、実際には村直営に近いので、本来の指定管理制度（民間のノウハウを活用した運営）は機能していない。

近い将来、「株式会社 真狩フラワー振興公社」を解散し、フラワーセンターを運営する新たな指定管理先を公募して選定したい。公募に当たっては、地元農産物の取扱い・現在のテナント店等の継続・希望する現公社社員の就業をお願いする。

##### ○議会

第三セクターのあり方・見直しの考えは理解するが、もう少し時間をかけて、村民の意見も聞いて、じっくり議論するべきとの意見もあった。まずは、議会としての意見をまとめるべく、議員のみで再度協議することとした。

#### 【2月19日】

##### ○議会

前回の議員協議会での村長の説明、議員個々の意見を踏まえて、議員のみで議論した。

**\* 真狩フラワーセンターは、真狩村の顔、拠点として、絶対に必要な施設であることは、全議員一致で確認！**

**\* 現在の第三セクターの体制に問題があるのであれば、新たに指定管理者を募集して、やる気のある人に手を上げていただくということはおおむね理解する。**

\*もう少し時間をかけるべきとの意見と、時間をかければかけるほど現状の体制が続くことになるので、早急な改善が必要との意見があった。

\*運営に関しては、名称の「フラワー」にこだわらないで、村内の物がある程度そろうような「ショールーム」的な場所、農産物に力を入れるべき、花を置くことによる相乗効果など、様々な意見があった。

#### 【3月30日】

##### ○村長

フラワーセンターの当面の運営について説明

職員1名の採用が決定し、当面現体制で運営する中で、9月をめどに新たな方向性の検討をしていく。しかし、現状の人員ではフラワーセンターが回らないので、当面前任者に入ってもらおう。

##### ○議会

おおむね村長の提案どおりに進めることを了解するが、第三セクターの解散・新たな指定管理に向けて、スケジュールを示すように求める。

#### 【6月17日】

##### ○村長

基本的な考え方の再確認・今後のスケジュールを説明

来年3月31日に第三セクター解散に向け、進める。その間、議会に債権の放棄のお願い、新たな指定管理者の選定等について、随時進捗状況の報告をし、理解を求めていく。そして、来年3月の議会で指定管理者指定の議案を提出し、来年4月から新体制で運営したい。

##### ○議会

スケジュールについては、おおむね理解する。

これまで議員協議会で議論してきたが、今後は村民に情報を公表するためにも、総務産業常任委員会所管事務調査と位置づけ、議論していく。

9月の議会で「所管事務調査の申出」に「真狩フラワーセンターの運営について」を追加することを決定。

今後は、総務産業常任委員会「所管事務調査」の中で協議内容をお知らせします。

# 総務産業常任委員会（その2）

## 所管事務調査

9月28日に委員会を開催し、次の事項について担当課より説明を受け、調査を行いました。

### （1）真狩フラワーセンターについて

## 新たな運営に向け、具体的スケジュールを示す！

#### 【調査の概要】

真狩フラワーセンターの今後の運営について、説明された。

現在真狩フラワーセンターの運営を委託している第三セクター（株真狩フラワー振興公社）は令和3年度末をもって解散し、令和4年度から公募による新たな指定管理者に運営を委託したいと考えているが、次の5点を基本的考えとして進める。

- ①フラワーセンターは、今後も地域活性化施設として運営する。
- ②真狩村農業振興資金の債権の放棄を検討する。
- ③新たな指定管理者の選定には、地元農産物の取扱いを要件とする。
- ④現在のテナント店等の引き続きの営業を要件とする。
- ⑤現在の公社職員も、希望により引き続き就業可能とするようお願いする。

今後のスケジュールは、今秋に株主総会を開催し、定款に「令和4年3月31日をもって解散する。」ことを加えることにより、解散が決定する。解散の決定を受け、村は新たな指定管理者の公募作業に入ることができる。

株真狩フラワー振興公社の解散に当たっては、正味財産（資産と負債の差額）をゼロにする必要があり、来年の解散以降の財産の清算の中で負債が決定することとなり、そこで村が貸し付けた農業振興資金の放棄を議会にお願いすることになる。

#### 【主な意見・質疑等】

##### Q 陰能委員

フラワー振興公社の解散に当たって、固定資産として記載されたものの減価償却費を精査することにより、資産価値が現在の数字より下がることが予測され、村の債権放棄の金額にも影響を及ぼすが、公社経営の総括ということで、この洗い出しは厳格に行い、未来に向かっていただきたい。そして、お互い胸襟を開いた中で共に歩んでいきたいと考える。

##### A 西田企画情報課長

固定資産については、清算時に物をお金に換えるというプロセスが必要になり、解散後に清算会社に移行し、その中で清算人が実施することになる。その算定により、最終的な村の債権放棄の額が決定するので、しっかりと詰めて、議会に報告したい。

##### Q 佐伯委員

公社を解散してから、新たな指定管理者が運営を始めるまでにはタイムラグがあると思うが、その間の運営は、どのように考えているか。

##### A 西田企画情報課長

早い段階で臨時の株主総会を開いた中で、「真狩フラワー振興公社の存続の期間を令和4年3月31日までとする。」という定款を1項設けることにより解散が決定し、新たな指定管理者の選定に入ることができ、4月1日から新体制で営業できると考える。

**Q 佐伯委員**

株主総会で解散することを決めた場合、来年3月を待たずに、新たな組織を作り直す準備期間として、いったんフラワーセンターを閉館する考えはないか。

**A 西田企画情報課長**

当初は準備期間を置くことも内部で協議したが、道の駅のトイレなどの運営もあるので、できれば切れ目なく営業したいと考え、今回の方法を取らせていただくことを検討している。来訪者には、会社が変わったということはわからないことで、真狩フラワーセンターがきちんとずっと運営していると理解してもらえると考えた。

**Q 佐伯委員**

新たな指定管理者が運営するには、きちんとした計画、準備が必要であり、日にちが変われば会社が変わる、お客さんには気づかれなくて済むという考え方で進めていくのはいかがなものか。一度どこかで断ち切らなければ、フラワーセンターは新しく変われないのではないか。道の駅としての機能の部分だけを継続しながら、しっかりと休業期間をとった中で、完全にリニューアルの周知をすればできると思う。

そしてまた、新たな運営の中で、村としてこのようなフラワーセンターを作りたい、村民にもっと寄ってもらえるようにするためにはこうしていきたいということを言葉に出して、みんなに伝わるように十分協議し、さらに検討を加えていくことが大切だと思う。

**A 西田企画情報課長**

ただいまのご意見も踏まえ、再度内部で吟味して、村の顔であるフラワーセンターをどうしたいのかということをお早急に協議し、報告したい。

当初、休館期間を置かないで、切れ目なく営業するために、株主総会を早い段階で開き、3月31日で解散することを決定する

予定だったが、その辺もまた検討することになってくると思うが、その点についても再度協議しながら進めたい。

**Q 久保田委員**

3月31日の解散に向け、決算、棚卸、次の準備と、相当大変な状況が予想されるので、何日間か公式に休館し、新たな形で道の駅をスタートさせたほうが良い。

**A 西田企画情報課長**

3月は棚卸が大変だが、来館者数が比較的少なく、業務は可能と聞いていたので、このようなスケジュールを組ませていただいた。

村として、フラワーセンターは地元の農産物をメインとしたいという思いは持っており、さらに今後は防災機能を兼ね備えた道の駅ということも言われているので、これらも含めて、まずはきちんとしたコンセプトを再度示せるように、至急検討させていただきたい。

**Q 陰能委員**

行政の継続性という観点では、営業日が途切れないに越したことはないと思うが、そこにとらわれて、決算関連のことや建物のこと、次の指定管理者の意向等々がおろそかになるということは避けなければならないので、柔軟に検討していただければと考える。

**A 西田企画情報課長**

当初、準備期間を休館とすることも想定したが、冬場は来館者数が少なく、準備自体もできるのではないかと考えもあり、できれば切れ目なく開館していた方がよいのではないかと考えで進めてきたが、その部分についても再度早急に検討し報告したい。

**Q 安藤委員**

新しく指定管理を受ける方の準備期間も

必要だし、これまでのフラワーセンター内部の状況の精査や、外観の建物の修理も必要などところがあるので、それらを見直すためにも一度休館して、新たにスタートしたほうがいいのではないかと。

**A 西田企画情報課長**

これまで、職員の接遇の問題も含めてご指摘いただいている。今までのフラワーセンターの運営については、村で総括することになると思うが、併せて、準備期間を置くかどうかを含めて、今後の進め方を再度内部協議し、改めて報告させていただきたい。

**A 岩原村長**

フラワーセンターには観光協会が入っており、トイレも24時間開ける必要があり、冬場にはスキー客も訪れることから、休館しないで継続した方が来訪者にも不自由を掛けなくていいのではないかとという発想で

進めていたが、必ずしも休館しないで運営することを決めたわけではなく、公募により新たな指定管理者が決まってから、相手の意向も聞いてからの判断になるものと考えていた。ただ、休館して、心機一転、フラワーセンターのリニューアルオープンというイメージを作った方が良いという皆さんのご意見は十分理解したので、そのようなイメージに近づけるように相談しながら進めていきたい。



▲真狩フラワーセンターエントランス

**\*\*\* 議会メモ \*\*\***

議会には様々な組織や活動がありますが、その内容をわかりやすくお伝えします。

**一般質問**

「一般質問」は、議員が村の一般事務に対して、その執行状況や将来の方針、政策的提言や行政の課題などを執行者(村長や教育長など)に直接たずねるものです。また、執行者の所見や施策について報告を求めたり、問いただすこともあります。

質問の範囲は、村の行財政全般のほか、住民生活に密接している事項など、多岐にわたっています。

一般質問は、定例会(3月・6月・9月・12月)の都度、事前通告により、行います。

執行者の判断や財政など様々な事情により、残念ながら全ての質問が村政に反映されるものではありませんが、質問により大きく改善されたこともあるのです。

[平成31年・令和2年、2回の定例会で一般質問]

**質問** 保育所・子育て支援センターの一時預かり時間が10時からと遅く、料金1時間500円と高いので、見直す考えはないか？

**その後** 令和元年10月から一時預かり時間は9時開始となり、令和2年4月から料金は2時間まで500円、2時間超1000円と、子育て世代に利用しやすくなりました。

これからも、村民の皆様により良い暮らしのために議会活動に努めます。

令和3年  
8月

- 2日 自民党北海道第四選挙区支部移動政調会（倶知安町、向井議長出席）
- 3日 戦没者追悼式(向井議長出席)
- 27日 後志広域連合議会臨時会（倶知安町、佐伯副議長出席）

9月

- 9日 総務産業常任委員会
- 14日 議会運営委員会
- 16日 第3回定例村議会  
議員協議会
- 24日 ようてい山麓中村ひろゆき国政報告会（倶知安町、向井議長出席）
- 28日 総務産業常任委員会

10月

- 10日 全国育樹祭(札幌市、向井議長出席)
- 25日 後志教育研修センター組合議会定例会（倶知安町、佐伯副議長出席）

26日 広報編集委員会



▲戦没者追悼式

## 寄付行為の禁止

議員は、選挙区内の方にお金や物を送ることは、公職選挙法で禁止されており、有権者が求めてもいけません。ご理解をお願いします。

## 編集後記

すっかり秋も深まりました。豊穰の秋とは言えないまでも、実り多い時を迎えています。

この夏の高温・干ばつには、なすすべもなく太刀打ちすることもできませんでした。

テレビの連続ドラマで、気象を題材にして予測や予報をしています。ふと思いました。農業も、ICTや技術革新で作業も大幅に楽になってきました。しかし、天候だけはどうすることもできません。人間の知恵が利便性や利益を優先させた結果の異常気象が、世界中を苦しめています。

天気を予測し、コントロールする技術が開発さ

れば、食料生産も安定するのではと思います。まだまだ先のことにはなるでしょうが……

この秋、ふと思った農業者のため息でした。

(佐伯)

### 発行責任者

議長／向井 忠幸

### 広報編集委員会

委員長／佐伯 秀範

副委員長／陰能 裕一

委員／久保田伸一

委員／大町 徹

